

- 十二、労働者の政党加入の自由獲得の爲めの闘争
- 十三、フランスに對する徹底的闘争
- 十四、朝鮮と日本に對する労働組合運動の支持
- 十五、國內労働組合戰線統一のため闘争
- 十六、國際労働會議の承認

會則

第一章 總則

- 第一條 本會は日本労働組合評議會と稱し本會の綱領及決議の遂行を以て目的とす
 - 第二條 本會は本會の綱領決議及規約を承認する各種産業別労働組合及合同労働組合を以て組織し本部を東京に置く
 - 第三條 本會の綱領及規約は大會の決議を経てあらざれば変更することを得ず
- 第二章 組織
- 第一節 組合

- 第四條 組合は中央委員会及地方評議會を組織し下に本會の綱領宣言及決議に基づき活動するものとす
- 第五條 産業別組合は同一地方に於ける同一産業の労働者二百名以上を以て組織す
- 第六條 合同組合は産業別組合に組織し得ざる産業若しくは數個産業の労働者百日以上を以て組織するものとす、但し合同労働組合は漸次之を産業別組合に整理する任務を有す
- 第七條 工場分會を以て組合の基礎單位とする
- 第八條 組合に最高機関として工場分會より選出されたる代表員を以て構成する組合大會を要す、毎年一回以上定期に開催するものとす、但し全日本大會の前たる事を要す
- 第九條 組合大會は執行委員會の決議にて全体的問題に中央委員會の承認を経る事を要す
- 第十條 組合大會は若干名の執行委員を選挙し次期組合大會までの決議執行機関として執行委員會を組織せしむるものとす
- 第十一條 組合執行委員會は毎月一回以上定期に開催することを要す
- 第十二條 執行委員會が必要と認めたる場合は擴大執行委員會を開催することを符
- 第十三條 執行委員會はその選任に由りて執行委員會を組織せしめ執行委員會決議の執行